



船橋市議会議員（市民共生の会）

浦田秀夫通信

120号
2017年夏季

自宅 船橋市松が丘 4-31-5 TEL&FAX 047-466-6019
事務所 船橋市高根台 6-38-9 TEL&FAX 047-461-1350
メール urata.hideo.1950@gmail.com ブログ浦田秀夫で検索

第2回定例市議会（6月26日～8月1日までの会期）に提出された主な議案と質疑の内容を報告します。主な議案は、医療センターの医療事故に関する損害賠償額の決定、二和東や行田の国有地取得、「客引き行為防止条例」制定です。また、「住みいるサポート」が発足したことや市の総合防災訓練が改善されたことを紹介します。

医療センター医療事故に 7,700万円の和解金など

医療事故の内容は、平成27年5月1日に同センターで行った全身麻酔による子宮摘出手術後、病棟へ帰室した際に心肺



停止となったが、医師による胸骨圧迫の開始が迅速に行われなかった結果、患者が低酸素性脳症で植物人間状態となったものです。

これらの事故に対する損害賠償額を決定するもので、約7,700万円の和解金（延滞金を含む）の支払いと患者の終生の入院看護を自己負担無し（無料）で引き受けるというものです。

医療センターは胸骨圧迫が迅速に行われなかった理由について、2010年に改定された第一次救命措置のガイドラインによらず、従前のガイドラインによる第一次救命措置を行ったためと説明しました。

しかし、市民共生の会は、心肺停止発見後、胸骨圧迫まで4分間要しているが、新旧のガイドラインによる胸骨圧迫開始までの時間差は20秒程度で、医師が旧ガイドラインによる第一次救命措置を適切に行なっていれば、今回の事故は防げたのではないかと指摘しました。

高度な救急救命医療を看板とする医療センターとしては初歩的なミスと言わざるを得ないと指摘し、事故再発防止に全力を上げることを求めました。

二和東・行田の国有地取得

公務員宿舎の跡地である国有地取得の内、行田3丁目の用地は、中学校用地として、取得面積は約26,000㎡で、取得価格は11億2,000万円です。

二和東5丁目の用地は、二和向台駅前ロータリーや機能を強化した出張所、児童ホーム、老人憩いの家、公園などが整備される計画で、取得面積は約14,800㎡で取得価格は5億1,800万円です。



二和向台駅近くの国有地
活用イメージ

総合窓口センター設置を計画

機能を強化した出張所は、市長の公約で、戸籍の届出や住民票、税金の証明の交付、福祉の手続きなど、日常生活に関係する業務を行う総合窓口センターとして整備される計画です。

二和向台駅前には通学・通勤時間帯に人と自転車、車が交錯し大変危険な状態にあることを指摘し、駅前ロータリーの整備に合わせて、踏切の拡張や駅前の歩道の整備を求めました。

市は「課題解決にむけて努力していきたい」と答弁しました。

用地購入後、公務員宿舎は解体され、施設整備は、平成32年に着工される予定です。

客引き行為防止条例

「客引き行為防止条例」は、道路など公共の場所で居酒屋などによる迷惑となる客引き行為を防止するための条例です。

風俗営業などの迷惑な客引き行為は県の「迷惑防止条例」で規制されていますが、県の条例に当たらない客引き行為を規制するものです。

市民から苦情や相談の多い区域を規制区域と指定し、この区域内における客引き行為を禁止します。

規制区域としては、JR 船橋駅及び京成船橋駅、JR 西船橋駅、JR 津田沼駅周辺の繁華街などが予定されています。

規制区域内で客引き行為を行っている者に指導、勧告をし、勧告に従わなかった者などには5万円以下の過料を科すもので、県内では柏市に続いて2番目の条例制定となります。

市民共生の会は条例について、市民にわかりやすく周知、公表することを求めました。

「住まいるサポート」発足

「住まいるサポート船橋」は、住まいの確保が困難な65才以上のひとり暮らしの高齢者などが、円滑に民間賃貸住宅に居住できるよう、市や居住支援団体、宅地建物取引業者（不動産屋）、建築士団体などで構成する相談窓口です。

転居をしなければならないひとり暮らしの高齢者などが、貸し手側の「空室はあるが、ひとり暮らしだと入居後が心配」などの理由で賃貸住宅が見つからない場合、「借りる人」「貸す人」どちらの不安も解消できるよう支援するものです。

「借りる人」は、緊急通報・見守りサービスや身じまいサービスを利用することで「貸す人」の不安を解消し、希望の物件が借りやすくなるものです。

緊急通報・見守りサービスは、緊急通報装置を貸与し、緊急時に警備員が駆けつけたり、救急車の出動要請などを行うものです。

常に安否の確認を必要とする方は無料ですが、その他の高齢者（75才以上）は月額1,080円（住民税非課税の方）又は2,160円（住民税課税の方）の利用金がかかります。

身じまいサービスは、亡くなられた場合に、遺族や関係機関への連絡・手続き、火葬・納骨・家財整理などを行います。預託金として32万円が必要となります。

賃貸物件への入居に関してお困りのかたは、まずは「住まいるサポート船橋」へ電話してください。

電話番号は047-437-0055、受付は月～金（祝休日・年末年始を除く）で午前9時～午後5時

総合防災訓練を改善

昨年の第3回定例市議会で、市の総合防災訓練は、シェイクアウト（身を守る）訓練後、直ぐに避難所へ避難する訓練で、火を止める、ドアや窓を開けて逃げ道の確保、家族の安否確認、近隣で協力して初期消火や救出活動をする、隣近所の安否確認などが省略されていると指摘しました。



こうした確認や行動後に避難所へ避難するよう訓練内容の改善を求めました。

市は、今年度の総合防災訓練では、地震発生時以下の行動パターンを確認するよう訓練の改善を図りました。

地震発生時

- ① 落ち着いて自分の身を守る（シェイクアウト訓練）
- ② すばやく火の始末
- ③ ドアや窓を開けて逃げ道を確保する

発生後1～2分後

- ① 火元を確認し、出火していたら初期消火
- ② 家族の安全を確認
- ③ 非常用持出袋を手近に用意する

発生後3分～

- ① 余震に注意
- ② 隣近所の安否を確認

今年度の市総合防災訓練は、8月27日（日）午前9時から実施されますが、改善を図った行動パターンについて、市民や町会・自治会にしっかりと周知することを求めました。